

結城市行政評価実施要項

(目的)

第1条 この要項は、本市における効率的な行政運営を推進するとともに、行政の透明性を確保し市民に開かれた市政運営を図るため、結城市が実施する行政評価について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価とは、施策、主要事務事業及び一般事務事業を一定の視点により、事前及び事後に客観的に評価し、その評価結果を行政運営に反映させることをいう。
- (2) 施策とは、結城市総合計画の施策体系に基づき設定した施策をいう。
- (3) 主要事務事業とは、施策を構成する事業のうち、施策の実現に中心的な役割を果たす事務事業をいう。
- (4) 一般事務事業とは、施策を構成する事業のうち、主要事務事業以外の事務事業をいう。
- (5) 部長等とは、市長公室長、各部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長をいう。

(行政評価の実施時期)

第3条 行政評価は、評価対象施策及び事務事業に係る実施年度の翌年度の当初予算見積書を作成する時期までに行なうものとする。

2 新規の主要事務事業を行なおうとするときは、直ちに事前の行政評価を行なうものとする。

(行政評価結果の活用)

第4条 部長等は、行政評価結果に基づき事業の具体的な見直し、改善等を行い翌年度以降の行政運営に適切に反映させるとともに、市長公室長は評価結果を予算編成、組織管理及び総合計画の進行管理に活用するものとする。

(行政評価結果の公表)

第5条 施策及び主要事務事業の評価結果は、市民に対しホームページ等で公表するものとする。

(行政評価推進本部の設置)

第6条 行政評価の総合的かつ効果的な推進を図るため、行政評価推進本部を設置する。

(実施方針)

第7条 行政評価推進本部は、行政評価の計画的な実施を図るため、年度当初に当該年度における行政評価の方針（以下「実施方針」という。）を定め、部長等に通知するものとする。

(行政評価対象施策等の選定)

第8条 行政評価を行う施策、主要事務事業及び一般事務事業は、実施方針において定める。

(その他)

第9条 この要項に定めるほか，行政評価の実施に関し必要な事項は，別に定める。

付 則

この要項は，平成17年7月1日から施行する。

付 則

この要項は，平成19年5月15日から施行する。